

別紙1-3
事業契約書(案) 質問記入欄
契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	6	2		6	5			本事業の事業方式	事業者は、維持管理期間及び運営期間中、維持管理業務及び運営業務の遂行に必要な範囲で、市が所有する事業用地及び新学校給食センター(厨房機器、什器、備品等を含む。)を無償で使用することができる。とありますが、事業用地には配膳校も含まれるという理解でよろしいでしょうか。 また、維持管理期間及び運営期間だけではなく、開業準備期間も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。ただし、新学校給食センターの用地又は配送校の用地内に事業者の従業員の通勤用の車両を駐車する場合は、利用者に対して駐車料金を請求する場合があります。 後段:お見込みのとおりです。
2		○	14	4	2		28			工事の一時中止	工事の中止を指示する場合には、事前又は遅くとも同時に必要があると認められる合理的な理由を示していただくか、中止の指示について、理由がないと疑義がある場合に、市に対して、協議の申し入れができるようにしていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。なお工事を中止する必要がある場合には、事前に事業者と協議のうえ、市が決定します。
3		○	16	4	5		34			設計及び建設工事等業務の契約保証金	設計・建設期間中の履行保証保険の加入について、設計業務受託者、建設業務受託者のそれぞれが加入する当該履行保証保険の合計額が事業契約第34条の規定される金額以上であれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		○	18	4	6		38			所有権保存登記	事業契約書(案)に関する第1回質問回答No.11に「事業者において建物表題登記及び所有権保存登記を行ってください」とありますが、事業者が登記手続きを行う際の費用として登録免許税が不要となるように、貴市に当該建物に係る「非課税証明書」を発行していただけたらという理解でよろしいでしょうか。(他自治体からPFI事業において、SPCが登記手続きを行う際に、当該自治体から「非課税証明書」を取得することで、登録免許税が不要になっている事例があります。)	登録免許税法第4条第1項の規定により、地方公共団体が自己のために行う登記等については登録免許税は課税されません。
5		○	18	4	6		38			所有権保存登記	募集要項等に関する回答(契約書、契約約款)NO.11「本市からの委任により、事業者において建物表題登記及び所有権保存登記を行ってください。」に關しまして、登記手続きを所有者ではない事業者が行うにあたり、本来所有者が負担すべき費用(登録免許税、必要書類入手費用、司法書士への委託費用等)は本事業費とは別に貴市にてご負担をお願いしたく存じます。	登記に際して発生する費用については、必要な金額を提案金額の中に積算してください。登記にかかる費用のみ別途市から支払うものではありません。登録免許税についてはNo.4参照。
6		○	18	4	6		38			所有権保存登記	第1回の質問に対する回答において、「本市からの委任により、事業者において建物表題登記及び所有権保存登記を行ってください。」とありますが、当該委託費用(登録免許税等を含む。))は、市にご負担いただきたく、また、市の登記手続きへの協力義務を明記していただくようお願いいたします。	所有権保存登記について本市は協力をを行うことを当然の前提としておりますので原案のとおりとします。なお、登記に要する費用については、No.4・No.5参照。
7		○	24	5	3		52			維持管理及び運営業務の一時中止	維持管理及び運営業務の中止を指示する場合には、事前又は遅くとも同時に必要があると認められる合理的な理由を示していただくか、中止の指示について、理由がないと疑義がある場合に、市に対して、協議の申し入れができるようにしていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。なお維持管理及び運営業務を中止する必要がある場合には、事前に事業者と協議のうえ、市が決定します。
8		○	35	9			69			法令変更に係る通知の付与	本事業における法令変更に該当する法令をご教示願います。また本事業において法令変更に関する条例等もご教示願います。	要求水準書P5「5.遵守すべき法制度等」を参照ください。また、要求水準書にも記載のとおり、当該箇所に記載のない法令等についても、本事業の実施に関して必要となる法制度等については適宜参照してください。
9		○	35	9			70	3	(1)	法令変更に係る協議及び追加費用の負担	追加費用の負担等について、第1回の質問に対する回答において、直接関連する租税に係る法令以外の法令変更、消費税等に関する法令変更の場合は市が負担、それ以外は事業者が負担と整理されていますが、文言上明らかなではありませんので、本号において、この点明らかにしていただくようお願いいたします。	第1回の契約書、契約約款に関する質問回答No.27・No.28で示していますので、原案のとおりとします。
10		○	36	10			71			公租公課の負担	市は、本契約の定めに従いサービスの対価を支払うほか、本契約に関連して生じる公租公課を別途負担しないものとする。とありますが、事業者が支払うべき課税対象となる税に漏れがあった場合、事業者側で破たんリスクが生じる可能性があります。これを避けるために事業所税の他、本事業に関連して生じる課税対象については、入札前に税の種類と課税となる基準を明確にお示し頂けないでしょうか。	本事業特有の公租公課としては事業所税がありますが、それ以外は法人税等、民間事業者が事業をするにあたって一般的に課税される公租公課のみです。
11		○	36	10			71			公租公課の負担	事業契約書(案)に関する第1回質問回答No.30に「原則として事業者が事業の用に供する床面積については課税対象」とありますが、事業所税の資産割の課税標準となる「事業者が事業の用に供する床面積」は、要求水準書の資料9「参考諸室リスト」に記載されている全ての「給食エリア」と「市専用事務エリアを除く全ての「一般エリア」の合計と理解してよろしいでしょうか。本施設において事業所税の減免対象となる諸室があればご教示ください。	床面積についてはご理解のとおりですが、付帯施設についても、固定資産税における家屋と認定される建物の面積は課税対象となります。なお、減免対象となる諸室はありません。
12		○	36	10			71			公租公課の負担	募集要項等に関する回答(契約書、契約約款)NO.29「SPC事業所の面積はもちろんのこと、給食センター事業所床面積も課税算定の対象となります。」に關しまして、各学校の配膳室は課税算定の対象外という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

別紙1-3
 事業契約書(案) 質問記入欄
 契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
13		○	36	10		71				公租公課の負担	募集要項等に関する回答(契約書、契約約款)NO.33「事業所税における平米単価の変動は、事業者の利益に影響を及ぼすため、実施方針 資料1「リスク分担表」のNo.2「事業者の利益に係る税制度の変更」に該当し、事業者のリスク分担となります。」につきまして、再考いただけないでしょうか。1年間の委託業務などであれば、人件費や税金等を考慮して入札価格を算出出来ますが、本事業は長期の事業であり、平米単価の変動を予測して原価として算出することが困難です。	原案のとおりとします。税率の変更は、事業所税に関わらず、法人税等も同様に、将来の情勢によって変動の可能性があるものであり、本件PFI事業以外の民間事業も含め、民間事業者が長崎市内で一定の規模以上の事業を行う上では平等に課税される税であるため、事業者の負担によるものとします。